

最終回!

柏崎市立地適正化計画の 効率的・効果的な推進に向けて

～柏崎市立地適正化計画の検討⑤～



私たちは
“まちを治す医者=まち医者”です。
状況を正しく判断し、的確な処置をしていきます。

わかりやすく
説明ため、医者
イメージして説明
します。

○立地適正化計画は、人口減少・少子高齢社会においても暮らしやすく持続可能なまちを目指すための計画です。

○これまで4回にわたり、計画の内容について検討してきました。ここでは、計画を効率的・効果的に推進するための施策や目標、進捗管理について検討します。

効率的・効果的な計画の推進に向けて

- 現状や人口構成の偏在の拡大がもたらす課題解決のため、“柏崎らしい暮らし方・働き方(柏崎スタイル)をはぐくむ”ことをまちづくりの方針(ターゲット)に据え、本市の持続可能性を確保するために、暮らしや魅力向上に必要な誘導施設を維持・誘導する都市機能誘導区域や、将来にわたって人口密度を維持するエリアとして居住誘導区域を定めました。
- 居住誘導区域は、現在の都市機能を維持してきた用途地域の人口密度を、よりコンパクトな市街地のカタチで将来にわたって維持することにより、医療・商業等の都市機能が持続可能となる圏域人口を確保していく区域(大きさ)で設定しています。したがって、用途地域の現人口密度を居住誘導区域の将来人口密度で維持していくことが本計画の目標のひとつになります。
- そのために、まずはまち(カラダ)の状況を正しく把握(診察)します。本計画策定に当たっても、現状把握は行っていますが、まち(カラダ)の状況は時間とともに変化します。定期的な検診により、症状が出る前に病気を早期発見し深刻化を防いだり、病気を未然に防ぐカラダづくりをサポートしたりすることができます。なお、診察には検診や問診があり、検査方法も高度化しています。また、時には専門医と連携することで診察の精度を向上させます。
- 現状把握(診察)は、まちを評価(診断)し、的確な施策(処置)を講ずるために状況を正しく判断するための手段です。なお、診断結果や処置方針は、患者がどの処置をうけるか判断しやすいように、分かりやすく説明する必要があります。また、処置後、定期的にモニタリング(観察)を行い、その効果を検証します。

現状把握
(診察)

・最新技術の活用
・市民・事業者の協力

評価
(診断)

・将来像実現のため、
目標指標と目標値
を設定

施策
(処置)

・目標に向かって施策
を実施

効果検証
(観察)

・定期的に効果を検証
・必要に応じて計画見
直し

これまでの検討概要と

施策展開イメージ

これまで、本市の現状と課題、将来見通しを踏まえ、まちづくりの方針(ターゲット)と施策・誘導方針(ストーリー)を検討しました。

また、将来、柏崎市で暮らし続けられるため、都市機能誘導施設・区域や居住誘導区域を検討しました。

厳しい財政状況の中、計画を着実に実行するため、評価項目と目標値を定め、施策を実施していきます。



20年後に目標とする健康状態と体形を決めます

ターゲット・ストーリー …ニュースレター2号参照

〈まちづくりの基本方針(ターゲット)〉

若者・子育て世代が**まちなか**で**活**く**活**力を多世代、市全域に**織**り**入**り**な**す**ま**ち**づ**くり
 ~**柏崎らしい暮らし方・働き方(柏崎スタイル)をはくむ**~

〈解決すべき3つの課題〉

- 1 若者・子育て世代の減少による地域を支える力の低下への対応
- 2 中心市街地の空洞化・市街地の拡散による都市経営の持続性低下への対応
- 3 柏崎市の強み・特長を活かした新たな時代との融合

〈解決のための施策・誘導方針(ストーリー)〉

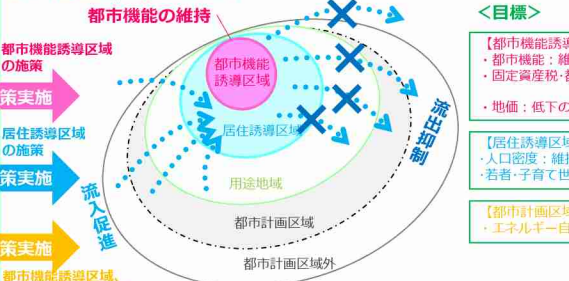
- 若者・子育て世代を始め多世代が集える魅力あるまちなか形成
 ~**資源を「磨く」まちづくり**~
- 安全・安心のもとで、住みたい・住み続けたいまちなかを築ける環境整備
 ~**豊かな暮らしを将来につなぐ**まちづくり~
- まちづくりで、エネルギーや新技術の積極的な活用推進
 ~**地域の力を「育てる」まちづくり**~

施策実施
 施策実施
 施策実施

施策展開のイメージ

…取組施策はP8~15参照

誘導方針(ストーリー)に基づき、様々な施策に取り組みことで、居住誘導区域内からの人口流出を抑制し、区域外からの人口流入を促進することで、人口密度の維持や区域内の地価の下落を抑制し、持続可能な都市経営を目指します。



目標を達成するため、何に努力する必要がありますか。

- 〈目標〉
- 【都市機能誘導区域内】
 - 都市機能：維持
 - 固定資産税・都市計画税：減少の抑制
 - 地価：低下の抑制
 - 【居住誘導区域内】
 - 人口密度：維持
 - 若者・子育て世代人口：減少の抑制
 - 【都市計画区域全体】
 - エネルギー自給率：上昇

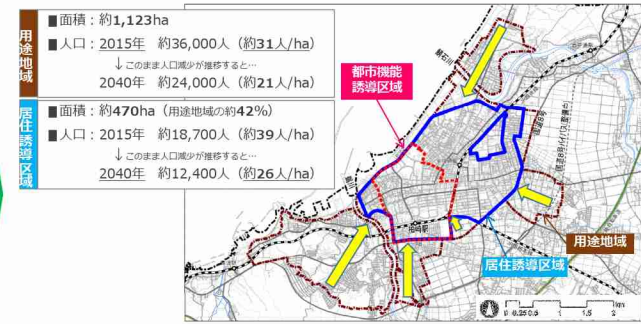
市の現状と課題 将来見通し 大口財政 都市基盤 空き家 など

踏まえて

都市機能誘導施設・区域、居住誘導区域 …ニュースレター3号参照

- 都市機能誘導**
- ✓生活するうえで市に1つ、まちなかにしかない施設を今後も維持・強化
 - ✓上記には、楽しく親しい思いに資するスポーツ施設も含む(柏崎市の特徴！)
 - ✓さらに、子育て世代にとって必要な施設(幼稚園・保育所や小児科を備えた診療所)等は、誘導施設に設定し、今後も維持・強化
- 面積 約190ha
- 居住誘導**
- ✓人口減少が見通される中、暮らしやすいまちなかを支える周辺人口の確保、都市基盤ストックの有効活用、災害等に関する安全性の確保の観点から、将来にわたって人口密度を維持するエリアを居住誘導区域に設定
 - ✓居住誘導区域は、特に若者・子育て世代の居住を促進
- 面積 約470ha

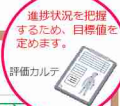
面積 約190ha
 面積 約470ha



施策評価(評価カルテ)…評価項目・目標値はP18,19参照

評価項目と目標値は下記のとおりです。

| 評価項目 | 現状 | 将来(2040) | (目標値) |
|--------------|--|--|-------------------------------------|
| まちなかの地価 | 55,800円/㎡ (都市機能誘導区域内) | 28,500円/㎡ (このままだと…) +これまでの傾向で地価が推移した場合 | 42,200円/㎡ (目標値) +地価の下落を半減した場合 |
| まちなかから得られる税収 | 6.2億円 (仮価：H30) (都市機能誘導区域内) | 5.0億円 (仮価) +これまでの傾向で地価が推移した場合 | 5.6億円 (仮価) *地価の下落を半減した場合 |
| まちなかの市民満足度 | 29% (柏崎駅前に満足、どちらの言い方も満足と感じる割合) ※出典：市民アンケート調査 | — | 40% *わからないと感じる市民が減少した場合 |
| 居住誘導区域の人口密度 | 31人/ha (用途地域内) 39人/ha (居住誘導区域内) | 21人/ha (用途地域内) 26人/ha (居住誘導区域内) | 31人/ha (居住誘導区域内) +用途地域内現密度維持 |
| 若者・子育て世代人口 | 4,200人 (居住誘導区域内) | 2,000人 (居住誘導区域内) | 2,400人 (居住誘導区域内) |
| エネルギー自給率 | 1.2% 太陽光発電など再生可能エネルギーを普及 | — | 10% *柏崎市エネルギービジョンR12(2030) |



進捗状況を把握するため、目標値を定めます。

施策を実施

〈効果〉 支出増加の抑制 + 収入減少の抑制 = 持続可能な都市経営

防災指針

踏まえて

柏崎版コンパクトシティのポイント①

最新技術や市民の協力により効率的・効果的な現状分析

まちづくりを効率的・効果的に進めるためには、まちの状況を的確に把握し、分析する必要があります。
従来手法の統計データやアンケート調査の結果以外にも、最新技術の活用や市民、事業者の協力により効率的・効果的な現状把握・分析を行います。

手法1：統計データの活用+アンケート調査等 …従来手法

- 人口動向については、5年に1度行われる国勢調査のほか、毎月市が集計する住民基本台帳人口により経年的に動向を確認します。
- また、地価動向については毎年国・県が調査する公示地価・基準地価の動向を確認します。
- 市民満足度については、経年で市が実施するアンケート調査を活用して動向を確認します。
特別な調査をせずに、簡便に状況を把握します。



カラダに関する様々なデータを収集します。

職員 体操 レントゲン

手法2：最新技術の活用 …デジタル技術の活用

- 私たちの生活は、デジタル化の進展により、より良い方向に変化しています。（このことを、DX（デジタルトランスフォーメーション）といいます。）
- データの把握に当たっては、最新のデジタル技術を活用します。例えば、統計データを地域ごとにより分かりやすく示す都市構造可視化などがあります。



都市構造可視化

国土交通省都市構造可視化技術開発事業
国土交通省都市構造可視化技術開発事業
国土交通省都市構造可視化技術開発事業



的確な判断ができるよう、最新の技術を使います。

※2年連続(R1,R2)でこの技術を活用した事例発表において優秀賞(1-都市再生交流会議)を獲得!

手法3：市民・事業者との連携(届出制度) …柏崎市オリジナル(開発事前相談制度)

- 本市では、「開発行為指導要綱」に基づいて、建築物の建築等を目的とした3,000㎡以上の開発行為を行う場合、都市計画区域内に関わらず事前相談、事前協議を行うこととしています。
(県内では柏崎市のみの適用)
- これに加え、立地適正化計画を定めると、誘導区域外において誘導施設を建築する行為や、一定規模以上の開発行為を行う場合、取組5で示した届出を行っていただくこととなります。
- このように、事前相談等において、本計画を改めて市民や事業者者に説明し、市街地拡大を抑制していきます。



医師の診察により、体の状況を把握します。

※届出制度の詳細は、11ページ参照

手法4：連絡調整体制の強化 …国・県・市の定期的な連絡調整の場合は県内初!

- 立地適正化計画は、様々な分野に関連する計画です。したがって分野間の連携が必要です。
- さらに、市内の公共施設は国・県の施設もあり、人口減少下において公共施設の集約や再編、再配置等の検討には、行政間の連携も必要です。
- このように、多様な関係機関との連携を図ることが重要です。



様々な専門家と連携を強め、状況を把握します。

※多様な関係機関との連携強化の詳細は、9・20ページ参照

柏崎版コンパクトシティのポイント②

目標達成のため最適な手法の選択と取組施策の重点化

評価分析に基づき、その課題解決のため最適な手法を選択し、確実に計画を推進することが重要です。
また、将来にわたって安心して快適に住み続けられるまちを目指し、取組施策の重点化を図ります。

目標達成のため、最適な手法を選択

厳しい財政状況の中、老朽化が進んだ都市基盤を使い続けるにも限界があります。将来を見通した中で、計画的なまちづくりを進めるため、**評価分析に基づき最適な手法を選択**しまちづくりを進めます。また、市民の皆さんに理解してもらった、策定過程をわかりやすく情報発信します。

ハード系

抜本的に建築したり修復することで、まちのカタチを変えるもの
*その後のメンテナンス(維持管理)含む



抜本的な治療として手術を行います。



ちょっとした痛の手当てをします。(飲薬すると楽になります。)



術後のケアにより手術の効果を維持します。

ソフト(施策)系

規制と誘導によりまちのカタチを緩やかに変えたり、取組等により資源の価値を高めたりするもの
*まちのカタチを変えた後の価値の継続含む



日頃から健康に留意し、病気にならないでいい体を作ります。



自然の中で過ごすことで、健康効果や幸福感が得られるとされています。

+豊かな自然は、柏崎の特長です。

ソフト(補助金)系

補助金等を活用して、まちのカタチを変える素地をつくる(後押しする)もの

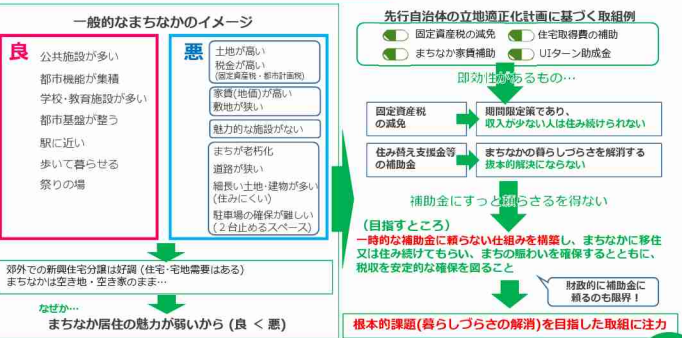


予防接種により社会全体の流行を抑えます。

策定過程の情報発信も、柏崎市版の特徴です。

取組施策の重点化

立地適正化計画を先行して定めた自治体では、居住誘導施策として固定資産税の減免や住宅取得の助成を行っています。しかしながら、まちのカタチを変えない補助金制度は、一時的な即効性はあるものの、暮らしづらさの根本解決には至らず。将来にわたる補助金に頼らざるを得ない状況(補助金ループ)に陥る可能性があります。そこで、本市では**まちの暮らしづらさの根本的課題解決に注力した施策を重点的に講じます。**



時間軸をもってまちなかの暮らしやすさを向上

柏崎版コンパクトシティ
のポイント③

まちなかは、本市内の中でも利便性の高いエリアですが、まち全体が老朽化し、“住環境”や“価格”の面から、住み替えのタイミングで郊外を選択している世帯が多い現状です。時間軸をもったまちのイメージを市民の理解と共有ハード・ソフト施策を組み合わせて、効率的・効果的な手法を選択し、暮らしやすさを向上させる取組を計画的に推進します。

居住誘導区域内人口
▼18,700人 (39人/ha)
(H27(2015))

施策を講じず現状のまま推移した人口：12,400人 (26人/ha)
目標人口：14,500人 (31人/ha) ▼

現状 (R2(2020年))

短期(5年)

中期(10年)

長期(20年)

都市の骨格構造



居住誘導区域内



誘導施策の展開イメージ

関連計画との連携

- 居住誘導施策
- 地域価値向上に向けた施策
- 関連計画との連携

新庁舎整備(市) 旧庁舎跡地の利活用(市、国の補助金活用) ▶取組 1

駅前空間の利活用(市、国の補助金活用) ▶取組 2

公共施設の集約・再編、公共施設の長寿命化(市) ▶取組 3

空き地・空き家の有効活用(ランドバンク事業の活用、リノベーションの推進、空き家バンクによる情報発信、狭い道路の解消等)(市、民間) ▶取組 4

届出制度を活用したまちの動向把握(市) ▶取組 5

都市計画の見直し(市) ▶取組 6

歩いて楽しいまちづくり(居心地が良く歩きたくなる空間の創出等)(市、民間) ▶取組 7

次世代エネルギーの活用(市、民間) ▶取組 8

防災指針に基づく取組の推進(県・市) ▶取組 9

公共交通計画との連携(主要な拠点施設間や中心部と郊外を結ぶ公共交通の確保)(市、民間) ▶取組 10

都市計画区域外との連携(市、民間) ▶取組 11

現行の他計画に基づく取組との連携(U・Iターン促進、子育て世代重点支援等)(市) ▶取組 12

具体的な取組 (誘導施策)

取組 1：旧庁舎跡地の利活用

| | | | |
|------------|--------------------|-----|-----|
| 施策・誘導方針の対応 | 廣く | つなぐ | 育める |
| 施策実施エリア | 都市機能誘導区域 居住誘導区域 | | |

スケジュール
短期(5年)
中期(10年)
長期(20年)

国の支援を活用した整備(拠点形成)



柏崎市役所庁舎は、令和3(2021年)1月にJR柏崎駅前に移転し、文化会館アルフォーレなど一体となって、新たな姿を形成しています。

都市機能誘導区域内にある旧庁舎跡地は、本市の魅力・にぎわい・活力を増進させるレクリエーション・スポーツ拠点に近接し、また、約1,000名の生徒が通学する柏崎高等学校、柏崎工業高校への柏崎駅からの通学経路上にあります。

この旧庁舎跡地を、人が集まり新たな活動・交流を生む柏崎の中心拠点のひとつとして、まちなかの魅力・求心力を高めるためのリードプロジェクトとして短期(5年)の期間に官民連携で取り組めます。なお、本プロジェクトは、立地適正化計画に基づく取組に対する国の支援措置(都市構造再編集中支援事業)を活用し、集中的なまちづくりを推進します。



旧庁舎跡地利活用のコンセプト

(仮称) 柏崎セントラルガーデン ~人が集まり新たな活動・交流を生む柏崎の中心拠点~

- 旧庁舎跡地は、スポーツや地域活動を行える公共施設を取り入れ、再生可能エネルギーの活用や子育て世代、若者・女性の集客を重視した、人が集まり活動・交流を生む拠点として活用すると目指しています。

①“オープンガーデン”

[芝生広場・カフェなど]



[民間に期待する+αの機能]

- ・カフェ
- ・ショップ
- ・オフィス
- ・スポーツクラブ
- ・学習スペース(塾)

②“スポーツガーデン”

[屋根付多目的広場・おそひエリア]



(仮称) 柏崎セントラルガーデン

エネルギー供給



③“コミュニティガーデン”

[中央地区コミュニティセンター]

・会議室、研修室、調理室、工芸室

④“スマートエネルギーガーデン”

再生可能エネルギーをエリア内で自給自足
・太陽光、風力、蓄電池・コジェネ、他



施設の連携・複合整備 → 新たな活動の創出 → まちなかにぎわい波及効果

(参考) 活用可能な国の支援措置

- ▶都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)：補助率1/2(都市機能誘導区域内)

| | | |
|--------------------|---------------------------|----|
| 廣く | 都市機能誘導区域に関連する施策 | 凡例 |
| つなぐ | 居住誘導区域に関連する施策 | |
| 育める | 都市機能誘導区域、居住誘導区域の両方に関連する施策 | |
| ※関連する施策は色が濃くなっています | | |

取組 2：駅前空間の利活用

| | | | |
|------------|--------------------|-----|-----|
| 施策・誘導方針の対応 | 廣く | つなぐ | 育める |
| 施策実施エリア | 都市機能誘導区域 居住誘導区域 | | |

スケジュール
短期(5年)
中期(10年)
長期(20年)

利活用の方策の検討

利活用の方策の検討の具体化

利活用の推進(拠点形成)



1日当たり約3,000人(H30)に利用される柏崎駅を駅としての拠点として活用しています。土地区画整理事業区域内には、市役所庁舎建設のための作業事務所としての暫定利用の役割を終えた街区が未利用地として残されています。また、バスターミナルなどがある駅前空間でも、老朽化が進んでいます。今後、これら用地の利活用の方策を一体的に検討し、柏崎の玄関口にふさわしい顔ぶれを行い、拠点性を向上させ、魅力あるまち形成を推進します。



取組 3：公共施設の集約・再編・長寿命化

| | | | |
|------------|--------------------|-----|-----|
| 施策・誘導方針の対応 | 廣く | つなぐ | 育める |
| 施策実施エリア | 都市機能誘導区域 居住誘導区域 | | |

スケジュール
短期(5年)
中期(10年)
長期(20年)

公共施設等総合管理計画(個別計画)の検討→実施

(継続的な取組)

(継続的な取組)



一公共施設の集約・再編一

本市には、約500の公共施設が立地していますが、今後施設老朽化に伴う更新時期を迎えます。また、人口減少等の社会状況の変化により、役割を終えた公共施設の統合などの施設再編を図っていくことになります。柏崎市公共施設等総合管理計画を踏まえた「個別施設計画」の検討に際しては、都市計画区域内における広域的な公共の都市施設を更新する場合は、都市機能誘導区域への立地誘導を推進すると、綿密な連携を図ります。

「(仮称)新潟県柏崎市内に位置する公共施設等に関する連絡会」の設置

オリジナル

本市が保有し、管理・運営を行っている公共施設のほか、合同庁舎、地域振興局、警察署など国・県が保有し、管理・運営を行っている施設も多く立地しています。現状では、主体ごとに施設設マネジメントを行っていますが、多様な主体が連携を図ることで、建替用地の供出や集約・複合化など、効率的な公共施設等の再編の可能性が高まります。そのため、本市内の公共施設の更新を検討する際に施設の関係各者が連携・情報交換を行う場として「(仮称)柏崎市内の公共施設等に関する連絡調整会議」の設置を検討し、施設の集約・再編や効率的な管理・運営を推進します。

- ◀関連計画>
- ・柏崎市公共施設等総合管理計画(R2.3一部改訂)

一公共施設の長寿命化一

取組3の公共施設の集約・再編とあわせ、当面存置となる施設は長寿命化を図ります。八二モ/施設のほか、道路・橋りょう・上下水道などのインフラ施設もありますが、特に誘導区域内や誘導区域を支える都市基盤は、長く安全・安心に使えるように配慮します。

- ◀関連計画>
- ・柏崎市公共施設等総合管理計画(R2.3一部改訂)
- ・柏崎市都市公園施設設長寿命化計画(R2.3策定)
- ・柏崎市長寿命化修繕計画(R2.3一部改訂)

具体的な取組 (誘導施策)

取組 4：空き地・空き家の有効活用



～空き地～ ～集約化により小さな取組を推進～

まちなかには、大規模な空き地のほか、住宅・事業所等の撤去後の空き地が数多く存在しています。その形状は、間口狭く、未利用の余地も多かったり、駐車場として暫定利用されていたりと、利用状況も様々となっています。

こうした低未利用地を、まちなか再編に有効な資源と捉え、所有者にとってもまちなかにも有効な利活用ができるようなwin-winの方策を検討します。具体的には、地域の不動産会社等との情報共有、話し合いの場を設けるところから始め、使いやすい土地への集約等も視野に入れ、それぞれの用地に適した利活用方策を検討し、小さな取組に心がけていきます。

所有者等の地域主体的な取組になりますが、市は、その第一歩として、情報共有、話し合いの場を設けます。



今後、空き地の有効活用の推進に資する市独自の支援策を検討

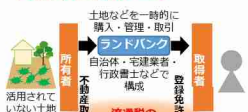
- ▶ (例) 固定資産税・都市計画税の減免、開発手数料の免除、狭い道路の解消など道路整備を伴う場合の整備費補助 等

■ 空き地活用にかかる税制支援 (ランドバンク)

ランドバンクは、主に自治体や地域の自治会、宅建業者、行政書士や司法書士などで構成される組織です。管理不全で空き地となっている土地を、所有者に提案して登録してもらった後、草木の伐採などの取除をマッチングする役割を担います。

令和4(2022)年度から、ランドバンクが土地や建物を購入する際にかかる不動産取得税を軽減するといった特別措置が創設される見通しとなっており、この税制支援を後押しし、ランドバンクの組成の可能性も視野に入れます。

▼ランドバンクのイメージ



～空き家～ ～リノベーションの推進～

「空き家実態調査(H29.3)」によると、概ね用途地域にあたる旧柏崎地区(中央・比角・半田・枇杷島・刺野・大洲・鵜波地域)には5百件余の空き家が確認されています。「柏崎市空き家等対策計画(H30.3)」による危険空家の撤去の推進とあわせて、再利用が可能な空き家については、地域活性化に資する空き家の活用を図るなど、両輪での対応が必要です。

空き家の活用に当たっては、これまで取り組んできた「空き家バンク事業」に継続的に取り組むほか、機能・価値の再生等のための改修を行うリノベーションを推進するための、支援方策を検討します。

今後、空き家の有効活用の推進に資する市独自の支援策を検討

- ▶ (例) リノベーション補助 等

■ 継続的な取組

● 危険空き家

の撤去



● 空き家バンク事業



取組 5：届出制度を活用した まちの動向把握



居住及び都市機能の立地の適正化を図るため、都市再生特別措置法の規定に基づき、次のとおり届出が必要となります。

なお、届出は以下の建築行為又は開発行為を行う場合、原則としてこれらの行為に着手する30日までに、行為の種類や場所などについて、市長への届出が必要となります。届出内容が異なる場合は調整を行い、調整の結果、必要に応じて勧告を行います。また、届出義務については本計画の公表時から発生します。

さらに、都市機能誘導区域内において、当該都市機能誘導区域に係る誘導施設を休止し、又は廃止しようとする者は、休止し、又は廃止しようとする日の30日前までにその旨を市長に届けなければなりません。市長は、届出があった場合において、新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、当該休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有する建築物を有効に活用する必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることができます。当該措置は、既存建物・設備の有効活用など機能維持に向けて対処する機会を確保するためのものです。

■ 居住誘導区域外：住宅の建築等にかかる届出 (法88)

- 居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、以下の居住誘導区域外で行われる一定規模以上の建築行為又は開発行為を行う場合に必要な



～届出範囲～

※黄色範囲



■ 都市機能誘導区域外：誘導施設の建築等にかかる届出 (法108)

- 都市機能誘導区域外における誘導施設の立地動向を把握するため、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の建築行為又は開発行為を行う場合に必要な
- また、都市機能誘導区域内の誘導施設を休止・廃止する場合に必要な



～届出範囲～



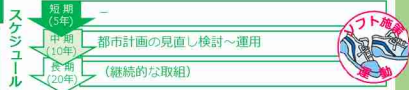
届出対象施設 ▶ 文化・交流施設(市民ホール・会館、図書館、「コミュニティセンター」)
スポーツ施設、病院・診療所(内科・外科、小児科、産婦人科)、健康福祉施設、子育て支援施設、幼稚園・保育所、スーパー(1,000m以上)、市役所等行政施設

凡例
幅広く：都市機能誘導区域に関連する施策
つなぐ：居住誘導区域に関連する施策
育てる：都市機能誘導区域、居住誘導区域の両方に関連する施策
※関連する施策は色が濃くなっています

具体的な取組 (誘導施策)

取組6：都市計画の見直し

| | |
|------------|--------------------|
| 施策・誘導方針の対応 | 緑< 青< 黄< 赤 |
| 施策実施エリア | 都市機能誘導区域 居住誘導区域 |



立地適正化計画では、届出制度により、居住及び都市機能を緩やかに誘導するため、区域外の開発行為や建築等行為の制限はありません。

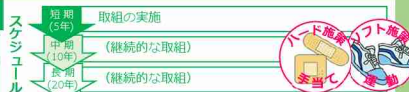
今後、誘導施設の立地誘導や居住の誘導を進めるため、必要に応じて、用途地域の変更等、都市計画への立地適正化計画の反映を検討します。

- (例)
- 居住誘導区域に定めた現工業地域の用途変更
 - 空き地、空き家の活用促進のための制限緩和(用途変更)
 - 人口減少を踏まえた都市計画施設の変更等



取組7：歩いて楽しいまちづくり

| | |
|------------|--------------------|
| 施策・誘導方針の対応 | 緑< 青< 黄< 赤 |
| 施策実施エリア | 都市機能誘導区域 居住誘導区域 |



祭りなどの特別なイベントだけでなく、日常の生活においてもにぎわいを創出し、人とのつながりや今ある資源を活用した五感で楽しめる、歩いて楽しいまちなかを実現するため、ハード整備に類らない取組(柏崎港ウォークラブルなまちづくり)を推進し、まちなかの価値・魅力向上につなげます。

活用する今ある資源

- 雨にも雪にも強いアーケード
- 見て、触れて、かおりを楽しむまちなかアート
- クジラを模した市民プラザ
- 駅前公園のストリート水たまり、上空から見ると柏崎らしい夕日自遊
- 点在するストリートファニチャー
- 漂う埃きたての珈琲の香り等



まちを楽しむ仕掛けづくり(例)-

- まちあるきマップの作成
- まちなか周遊ウォークラリーの開催
- 商店街の店舗のガラス壁面を活用した作品展示
- 公開空間等を活用した飲食の提供、マーケットやコンサートの開催等

関連計画と連携した 誘導施策

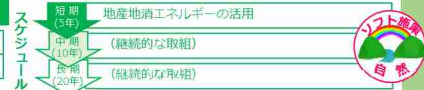
凡例

- 緑<: 都市機能誘導区域に関連する施策
- 青<: 居住誘導区域に関連する施策
- 黄<: 都市機能誘導区域、居住誘導区域の両方に関連する施策

※関連する施策は色が濃くなっています

取組8：次世代エネルギーの活用

| | |
|------------|------------|
| 施策・誘導方針の対応 | 緑< 青< 黄< 赤 |
| 施策実施エリア | 市全域 |

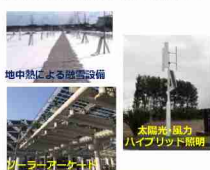


本市は、1900年代は石油産業のまち、1980年代から現在に至るまで原子力産業のまちとして発展してきました。

「柏崎市第五次総合計画(H29.4)」では、新たなエネルギーのまち(脱炭素のまち)の形成を目指すとし、「柏崎市地域エネルギービジョン(H30.3)」では、その途上として、まずは地産地消資源を最大限活用する低炭素社会に向けて「再生可能エネルギーと原子力のまち」を進めていくための基本方針及び具体的施策を示しています。

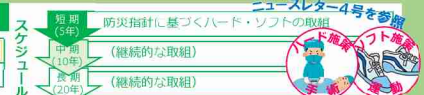
エネルギーの地産地消に向けて、地域エネルギー会社を設立するとともに、旧庁舎跡地では、地産地消エネルギー活用のモデル事業として積極的に取り組みます。

<関連計画>
・柏崎市地域エネルギービジョン(H30.3策定)



取組9：防災指針に基づく取組

| | |
|------------|------------|
| 施策・誘導方針の対応 | 緑< 青< 黄< 赤 |
| 施策実施エリア | 市全域 |



安全・安心を確保するため、大雨により想定される浸水被害に対する対策を防災指針に基づき講じます。

浸水想定区域を解消するようハード整備は時間がかかるため、短期では、継続的に取り組むソフト対策による避難体制の強化により、災害が起きたら確実に「避難すること」を重視します。浸水想定エリアでは、円滑に避難ができるよう重点的に避難場所や避難経路の確認等を行います。

中期・長期では、短期・中期のハード整備の取組成果により、浸水想定エリアの縮小や、浸水想定区域の軽減が見込まれます。

- (ソフト施策)
- 避難行動に資する情報の充実
 - よきめ細やかな防災ガイドブックの作成
 - 地区防災計画の作成
 - 防災士養成等
- (ハード施策)
- 雨水貯留施設の整備
 - 内水対策ポンプ施設整備
 - 堤防整備、河道副利
 - 鵜川ダム建設等

<関連計画>
・流域治水プロジェクト(新潟県)(R2-)



関連計画と連携した

誘導施策

取組10：公共交通計画との連携

| | | | |
|------------|-----|-----|-----|
| 施策・誘導方針の対応 | 届く | つなぐ | つなぐ |
| 施策実施エリア | 市全域 | | |

スケジュール



本市では、「都市計画マスタープラン」において、土地利用計画や道路など都市づくりの基本的な方向性を示しています。交通ネットワーク構想として、①柏崎の活力と安全を支える広域的な交通ネットワーク、②市民生活を支える環境にも優しい交通ネットワーク、③人・自転車にも優しい交通環境の構築を掲げています。特に公共交通ネットワークについては、①鉄道及び移動手段の利便性改善、②柏崎駅を中心とした公共交通ネットワークの構築、③誰もが気軽に安心して利用できる中心核の交通環境づくりを掲げています。

また、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現に当たって、公共交通は「ネットワーク」を担う重要な移動手段であり、立地適正化計画と相連して推進する必要があります。特にまちなかの移動の内滑化、交通拠点の強化など、公共交通ネットワークの再編は、コンパクトな都市の実現において必要とされてきます。柏崎市では、平成26(2014)年に公共交通網の再編強化により、高齢社会でのモビリティ確保を目指すべく「地域公共交通網形成計画」を策定し、さらに今年度末には「地域公共交通計画」へ更新予定となっています。

以上より、「都市計画マスタープラン」における交通ネットワーク構想を踏まえつつ、本計画で掲げる将来都市構造を実現するため、現在策定中の「地域公共交通計画」などに基づく公共交通施策と連携した取組を検討し、展開していきます。

<関連計画>
・柏崎市地域公共交通計画
(R4.3策定予定)

※現在計画策定のため、連携する
具体的な施策については調整中

取組11：都市計画区域外との連携

| | | | |
|------------|-----|-----|-----|
| 施策・誘導方針の対応 | 届く | つなぐ | つなぐ |
| 施策実施エリア | 市全域 | | |

スケジュール



立地適正化計画は、都市計画区域内において定める計画であり、居住誘導区域や都市機能誘導区域等を定め、一定の人口密度を確保することにより、市民生活を支える各種サービス機能を維持・誘導し、持続可能なまちづくりを目指すものです。

しかし、中間地域をはじめとした都市計画区域外や、都市計画区域の用途未指定の地域等では、人口密度が低く、小規模な集落が広い範囲に点在しているため、それそれの地域で、日常生活に必要なサービス機能の維持が困難な状況にあります。

その一方で、これらの地域は、国土の保全、貴重な郷土文化の伝承など、様々な多面的機能を有しているとともに、多くの市民にとっての大切な故郷でもあることから、その維持・存続に向けて、地域住民と行政が一体となって取り組んでいくことが大切です。

このような中、暮らしを守り、地域コミュニティを維持して持続可能な地域づくりを目指す取組として、「小さな拠点」づくりや「集落ネットワーク圏」の形成に注目が集まっています。

総合計画に掲げる将来都市構造で位置づけられた地域生活拠点のひとつが、居住誘導区域を設定できない集落地域となっていますが、市民生活を支える「小さな拠点」又は「基幹集落」として役割を担い、周辺集落と地域コミュニティ交通などの移動手段で結びつことにより、高齢者をはじめ誰もが安心して住み続けられる生活圏の維持を検討します。



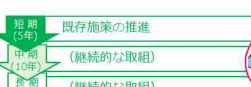
補助制度と連携した

誘導施策

取組12：現行他計画に基づく取組との連携連携

| | | | |
|------------|-----|-----|-----|
| 施策・誘導方針の対応 | 届く | つなぐ | つなぐ |
| 施策実施エリア | 市全域 | | |

スケジュール



本市独自の施策のほか国・県の支援制度の活用を図ります。また、下表に示す一例のような現行の他計画等の既存施策の活用・推進、連携を図ります。既存施策については、今後必要に応じて誘導区域内への重点化等を検討します。

| 区分 | 国の支援制度 | 既存施策 |
|-----------------|---|---|
| 都市環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> 集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業） 都市構造再編集約支援事業 グリーンインフラ活用型都市構造支援事業 優良建築物等整備事業 | |
| 子育て支援 | | <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援事業（子育て応援券事業） 放課後児童健全育成事業 |
| 商業活性化 | <ul style="list-style-type: none"> 商店街活性化促進事業 商店街活性化・観光消費創出事業 | 商業活性化推進事業 |
| 空き店舗・空き地対策 | <ul style="list-style-type: none"> 空き家対策総合支援事業 | |
| 居住環境整備 | <ul style="list-style-type: none"> 都市構造再編集約支援事業 公営住宅整備事業 地域居住機能再生推進事業 | |
| 住み替え・移住定住促進 | <ul style="list-style-type: none"> 住宅セーフティネット制度 既存住宅・リフォーム市場活性化による住み替えの促進 フラット35地域活性化型 | <ul style="list-style-type: none"> 空き家対策事業 住み・快適リフォーム事業 地域振興事業（U・I・J・N住宅取得助成金、賃貸住宅賃料補助制度、新生活応援補助制度、高齢者移住・就業支援補助制度） 地域活性化対策事業（地域おこし協力隊活用事業、地域おこし協力隊定住定着支援事業） |
| 若者をまちにとどめる | | <ul style="list-style-type: none"> 雇用促進事業 医療従事者確保事業（勤務先・看護士子育てサポート事業）（看護士就職助成金、診療所開設支援助成金、介護職員就職支援事業、介護人材確保支援事業） 若者育成支援事業 子どもの医療費助成 ひとり親家庭等医療費助成事業 |
| 公共交通利用促進 | <ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通確保維持改善事業 | <ul style="list-style-type: none"> U・I・J・N地域における新交通システムの構築 交通弱者のための利便性向上策・利用促進策 |
| 歩きたくなるまちづくり | <ul style="list-style-type: none"> まちなかウォーカーブル推進事業 パリアフリー環境整備促進事業 | |
| 新エネルギー活用・新産業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 次世代エネルギー活用推進事業 地球温暖化対策事業 環境・エネルギー産業拠点化推進事業（地球エネルギー—企業社連携事業） 情報産業育成振興事業 IoT推進事業 |
| 産業を活かして稼ぐ力向上 | | <ul style="list-style-type: none"> 創業支援事業（創業者支援補助金、創業者家賃補助金） 柏崎・社員のまごご事業 |
| 雪・災害に強いまち | <ul style="list-style-type: none"> 都市防災総合推進事業 宅間庭元推進事業 防災・省エネまちづくり緊急促進事業 | <ul style="list-style-type: none"> 災害まいつくり支援事業 道路除排雪費補助金 木造住宅耐震改修事業 |

※表中、緑字の施策は次のページで詳細を紹介しています。

凡例

- 届く：都市機能誘導区域に関連する施策
 - つなぐ：居住誘導区域に関連する施策
 - つなぐ：都市機能誘導区域、居住誘導区域の両方に関連する施策
- ※関連する施策は色が濃くなっています

【参考】 現在柏崎市が取り組む 定住促進に関する補助制度

このページでは、現在柏崎市が取り組む定住促進に関する補助制度や人材不足解消に向けた補助制度を詳しく紹介します。また、立地適正化計画に基づく事業に対する国の支援制度も、まちなかの賑わい創出のための新潟県の補助制度を紹介します。

住宅のリフォーム・店舗の改修等の補助制度

●住まい快適リフォーム事業

個人住宅の長寿命化や住環境の快適性の向上、移住定住を促進するため、リフォームにかかる工事費を補助します。

- 通常 上限15万円
- 子育て世帯 上限30万円
- 2世帯住宅 上限35万円
- ※いずれも対象工事費の20%以内



●克雪すまいづくり支援事業

雪下ろしをする必要がない克雪(くはくせ)住宅を整備するために費用を補助しています。

※克雪住宅(断熱窓)の例
支援額標準額：上限4万円
その他世帯：上限44万円

- 対象地域
- 越前川地区 高野町地区 中野山地区
 - 藤原山地区 高野山地区 野田地区
 - 北条地区 上山田地区 中津地区
 - 上津地区 北郷地区 山内地区
 - 高野地区



●創業者支援補助金

創業時の費用負担を軽減するため、広告宣伝と事務所・店舗等の改装にかかった費用の補助を行います。

- <特定創業者の補助額>
- 広告宣伝費：10分の10、最大30万円
- 改装費 等：2分の1、最大30万円



●創業者家賃補助金

創業時の費用負担を軽減するため、事業所または店舗の家賃と、柏崎21コンパススペース「K_Vivo(キュー・ヴィボ・ヴィヴオ)」の月額利用料を補助します。

- <特定創業者の補助額>
- 広告宣伝費：10分の10、最大30万円
- 改装費 等：2分の1、最大30万円



U・Iターン者への補助制度

●U・Iターン住宅取得助成金

柏崎市への定住促進及び地域経済の活性化を図るため、資金を借り入れ、マイホームを取得するU・Iターンの方を助成します。

- 助成金額：10万円
- ※助成金加算の例
転入する世帯人数が4人以上の場合
10万円
申請年度の12月31日現在、申請者の
お子さんがいる場合は
+1人につき5万円



●賃貸住宅家賃補助制度

世外から柏崎市にU・Iターン就職し、市内に賃貸住宅を契約し居住する方に家賃に家賃を補助します。

- 助成金額：月額家賃から住宅手当等を差し引いた額の10% (月額1万円、千円未満切り捨て)
- ※助成金加算の例
補助対象の世帯に申請年度の子供が1人以上いる場合は、月額1万円を追加します。



●新生活応援補助制度

若者の定住促進を図るため、新規就労者やテレワーク、個人事業主で、新生活を始める方を対象に、最大5万円を補助します。

- 県内の市町村から柏崎市に転入した方：3万円
- 県外から柏崎市に転入した方：5万円



●首都圏移住・就業者支援補助制度

市内中小企業等の人手不足の解消や地域社会が抱える課題を解決することを目的に、東京23区等から柏崎市に移住し、各種要件を満たした方に移住支援補助金を交付します。

- 補助金額
- 2人以上の世帯の場合 100万円
- 単身世帯の場合 60万円



専門職人材確保の補助制度

●看護師就職助成金

市内の病院等で働き始める看護師さんを応援するため、就職助成金を交付します。

- 助成金：20万円
- ※就職に合わせて1泊以上転入した場合は、10万円を追加(転入加算)



●診療所開設支援補助金

市内に新たに診療所を開設する医師を応援するため、施設整備及び設備整備を行う開設等に対し、補助金を交付します。

- 補助率：2分の1
(診療科目が小児科または産科の場合は、3分の1)
- 補助限度額：1,000万円



●介護職員就業支援事業

介護施設および病院における介護従事者不足の解消を図るため、介護職に関する資格を有する方が柏崎市内の介護施設または病院に就職した場合に補助金を交付します。

- 助成金の例：30万円
- 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士(介護福祉士)の方で、柏崎市内の介護施設・病院への就職の旨を申請書に記載し転入した場合は



●介護人材確保支援事業 移住支援金(新潟県)

東京都内から新潟県内に移住し、介護職員、生活相談員又は介護支援専門員として新潟県内の介護サービス施設・事業所に就業した方又は就業予定の方に移住支援金を支給します。

- 2人以上の世帯の場合：50万円/世帯
- 単身世帯の場合：30万円/人



【参考】国土交通省の立地適正化計画の推進に関する補助制度

●都市構造再編集中支援事業

「立地適正化計画」に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内(概ね5年)の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的、集中的な支援を行い、各都府県が特長や課題で強弱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業です。

- 【誘導事業】道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設(福祉、広場、地域防災施設等)、高層建築物施設(空行支援施設等)、高度都市施設、都市機能誘導区域の誘導施設(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援施設)、土地活用促進事業等
- 【整備事業】事業活用促進、まちづくり活動推進事業(社会実験等)、地域創生支援事業(市町村の発案に基づくソフト事業・ハード事業)

事業主体：市町村、民間事業者、都市再生協議会等
国費率：1/2(都市機能誘導区域内、45%(都市機能誘導区域外))



【参考】新潟県のにぎわい創出に関する補助制度

市町村が主体的に取り組むまちづくりに検討段階から県も連携して取り組み、それぞれの役割分担のもと全国的に発信できるような魅力的なまちづくりを進めることを目的とし、駅周辺などの旧中心市街地を取り囲む歴史的、景観的に優れた地区などのまちづくりにおいて、市町村が取り組む初期期の事業検討調査に対し補助する制度です。

- 補助率：1/2 (1市町村200万円/年、最長3年500万円)
- ただし、改正都市再生特別措置法に基づく魅力的なまちづくりの取組については、別途2年300万円を追加

【参考】新潟県のにぎわい創出に関する補助制度

創出活動の推進

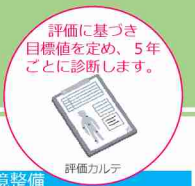
- 創出活動等(先住民活動、専門人材派遣等)
- 基礎調査(歩行者交通調査、事業者調査等)
- 施設活用(商業)調査
- ニーズに応じた施設整備
- 事業検討分析

補助対象

県と市の役割分担のもと連携してまちづくりを推進

計画の評価項目と 目標値・効果

都市計画運用指針では、おおむね5年毎に計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、立地適正化計画の進捗状況や妥当性等を精査、検討することが望ましいとされています。
本市では下記に示す評価指標及び目標値に基づき計画の進捗状況を把握し、必要に応じ計画や施策の見直しを行います。



評価指標（目標値）の設定

【本計画における評価指標と目標値】

| 評価指標 | 現状値 H27(2015) | 基準値(推計値) R22(2040) | 目標値 R22(2040) | (参考)中間値 R7(2025) |
|--------------|--|--|---------------------|---|
| 居住誘導区域内の人口密度 | 31人/ha ^{*1} (用途地域内) 39人/ha ^{*1} (居住誘導区域内) | 21人/ha ^{*2} (用途地域内) 26人/ha ^{*2} (居住誘導区域内) | 31人/ha (居住誘導区域内) | 35人/ha (居住誘導区域内) |
| | | 約32%減 (対現状値、各区域) | 約19%増 (対推計値) | 居住誘導区域内の現状の傾向のまま推移した値を維持(対R7推計値 ^{*4}) |

^{*1}: H27国勢調査人口を基に算出
^{*2}: 施策を調子ず背状のまま推移した場合の将来人口推計で、H22年国勢調査により作成した人口分布図を基に、社入研にて公表されている要因を加味し100mメッシュごとに推計して算出
^{*3}: R7(2025)推計値: 35人/ha(居住誘導区域内)
^{*4}: R7(2025)推計値: 3,300人(居住誘導区域内)

【誘導方針・施策ごとの評価指標と目標値】

若者・子育て世代を始め多世代が集える魅力あるまちなか形成
～資源を「磨く」まちづくり～

| 評価指標 | 現状値 H30(2018)～R3(2021) | 基準値(推計値) R22(2040) | 目標値 R22(2040) | (参考)中間値 R7(2025) |
|-----------------------------------|--|-------------------------|-------------------------|---|
| まちなか（都市機能誘導区域）内の地価 | R3(2021) 55,800円/㎡ ^{*1} | 28,500円/㎡ ^{*2} | 42,200円/㎡ ^{*3} | 48,500円/㎡ |
| | | 約49%減 | 約47%増 (対推計値) | 現状の傾向のまま推移した値を維持(対R7推計値 ^{*4}) |
| まちなか（都市機能誘導区域）内の土地・建物の固定資産税・都市計画税 | H30(2018) 土地: 2.4億円 建物: 3.8億円 (仮値)7.2億円 ^{*5} | (仮値)5.0億円 | (仮値)5.6億円 ^{*7} | (仮値)5.9億円 |
| | | 約20%減 ^{*6} | 約11%増 (対推計値) | 現状の傾向のまま推移した値を維持(対R7推計値) |
| まちなか（柏崎駅前）に対する市民満足度 | R2(2020) 29% ^{*8} | - | 40% ^{*9} | - |
| | | | 約3割増 (対現状値) | |

^{*1}: 都市機能誘導区域内の商業地のR3年度公示・基準地価(駅前2丁目、車庫前2丁目2地割)の平均値(100円以下切捨)
^{*2}: 2地割の過去10年(2011年～2021年)の推移が今後も続く想定し、その変動率▲0.297(10年、▲0.0346/年)を基準値に毎年乗じた値(100円以下切捨)
^{*3}: 地価の下落を半減に抑制することを目標として設定(ただし、施策効果は概ね5年後(R8)から発現すると想定)
→R7まで、推計値通りに推移、R8～20:変動率(▲0.0146/年)で毎年推移
^{*4}: R7(2025)推計値: 48,500円/㎡
^{*5}: 柏崎市資料(固定資産税・都市計画税取調資料)
^{*6}: 地価の推計値(※2)に追加して、土地にかかる税収の減少を想定
^{*7}: 地価の目標値(※3)に追加して、土地にかかる税収の減少抑制を想定
^{*8}: R2(2020)柏崎市市民アンケートにおいて、柏崎駅周辺の整備に対して「満足」「どちらかといえば満足」と感じる市民の割合
^{*9}: R2(2020)柏崎市市民アンケートにおいて、「わからない」と感じる市民11%が「満足」に感じingことを目標として設定

安全・安心のもとで、住みたい・住み続けたいまちをかなえる環境整備 ～豊かな暮らしを将来に「つなぐ」まちづくり～

| 評価指標 | 現状値 H27(2015) | 基準値(推計値) R22(2040) | 目標値 R22(2040) | (参考)中間値 R7(2025) |
|----------------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 居住誘導区域内の若者・子育て世代(15～39歳)人口 | 4,200人 ^{*1} | 2,000人 ^{*2} | 2,400人 ^{*3} | 3,400人 |
| | | 約52%減 | 約20%増 (対推計値) | 約5%増 (対R7推計値 ^{*4}) |

^{*1}: H27国勢調査人口を基に算出
^{*2}: 施策を調子ず背状のまま推移した場合の将来人口推計で、H22年国勢調査により作成した人口分布図を基に、社入研にて公表されている要因を加味し100mメッシュごとに推計して算出
^{*3}: 5年ごとに400～500人減少(年間100人程度減少)見直しを毎年2割程度抑制(20人/年×20年)
^{*4}: R7(2025)推計値: 3,300人(居住誘導区域内)

まちぐるみで、エネルギーや新技術の積極的な活用推進 ～地域力を「育てる」まちづくり～

| 評価指標 | 現状値 H30(2018) | 基準値(推計値) R22(2040) | 目標値 R10(2030) | (参考)中間値 R7(2025) |
|----------|------------------|-----------------------|------------------|---------------------|
| エネルギー自給率 | 1.2% | - | 10% | - |
| | | | 約8倍増 (対現状値) | |

効果指標と期待される効果

居住誘導区域内の人口密度を一定程度維持することで、都市機能の維持を図り、都市機能誘導区域の地価の下落を抑制し、行政運営に必要な自主財源の確保に寄与します。

| 効果指標 | 目標の達成により期待される効果 ^{*1} |
|-------------------------|--|
| 市税収入の減少の抑制(固定資産税・都市計画税) | 20年間(R3(2021)からR22(2040))の市税収入(現在の傾向のまま推移した場合(収入減少)の抑制) 累計額約5億円(仮値) |

^{*1}: 目標値と推計値との差、固定資産税及び都市計画税を用いて算定

※「仮値」については、現在精査中のため、今後変更する可能性があります。

計画の効果的な推進

計画の進捗管理

- 立地適正化計画は、20年後の令和22(2040)年を目標年次としませんが、概ね5年ごとに誘導施策の実施状況の確認や、目標指標の達成状況の評価・分析を行った上で改善を図る「PDCAサイクル」を繰り返すことで、まちづくりの方針や将来像の実現を目指します。
- また、進捗状況を評価した上で、社会経済情勢や制度改正、上位計画の見直しなどを踏まえた計画の見直しや、誘導施策等の具体的な検討を実施するなど、柔軟かつ効果的な運用を行います。
- 評価結果については、都市計画に関する専門性を有する柏崎市都市計画審議会等に報告し、意見を踏まえながら改善策を検討し、施策の充実・強化を図ります。



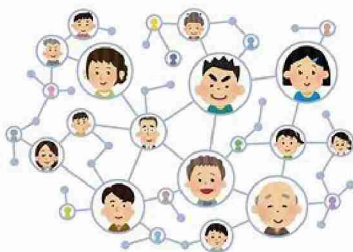
多様な主体の連携・協働の推進

- 計画的なまちづくりを推進するため、社会経済情勢の変化や地域住民のニーズに柔軟に対応しながら、個々の利益を追求するのではなく、住民・事業者・行政が適切な役割と責任を果たしながらも、互いに協力し、連携・協働することが重要です。
- また、まちづくりの主体は、行政だけでなく、地域住民やNPO等の自主的な活動、住民と行政、企業と行政など多様な主体の連携が重要です。
- 行政においても、医療、子育て、防災、産業振興、都市整備、交通など関連する部局・機関間のより一層の密な連携が重要です。
- こうした観点から、個別施策の実施にあたっては、多様な団体などとの連携・協働の推進を図ります。



わかりやすい情報発信

- 本計画の推進のため、届出制度や誘導施策、まちづくりの取組状況などをホームページや広報紙のほか、ターゲットとしている若者への情報発信ツールとして有効なSNS等を通じて適宜情報発信を行います。
- また、不動産業者と連携し、若者世代のための住宅供給や空き家の有効活用を行うなど、居住誘導区域における住宅情報の発信などを検討します。



“まちを治す医者=まち医者”は、行政や専門家だけではありません。市民の皆様も“まちづくりのまち医者”仲間として、私たちがこれからもずっと柏崎市で安全安心して暮らし続けるために、力をあわせて一緒にまちづくりを進めていきましょう！

最後に…



こちらをご覧ください

立地適正化計画の検討状況は市のホームページでもご覧いただけます。

柏崎市ってき

検索



お問い合わせ先

柏崎市 都市整備部 都市計画課
〒945-8511 柏崎市日石町2番1号

TEL.0257-21-2298 FAX.0257-23-5116

E-mail toshiikekaku@city.kashiwazaki.lg.jp